



平成 24 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名	ニ チ ア ス 株 式 会 社
代 表 者	代表取締役社長 矢 野 邦 彦
コード番号	5 3 9 3 (東証 第一部)
問 合 せ 先	取締役 執行役員 富田 雅行 管理本部長
電 話 番 号	(0 3) 3 4 3 3 - 7 2 5 1
(URL)	(http://www.nichias.co.jp)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社及び当社の子会社である日本ロックウール株式会社（以下総称して「当社ら」）は、神奈川県在住の建設従事者とその遺族から提起を受けておりました事件番号平成 20 年（ワ）第 2586 号（以下「第一次訴訟」）及び事件番号平成 22 年（ワ）第 2160 号事件（以下「第二次訴訟」）の 2 件の訴訟（以下「本訴訟」）について、横浜地方裁判所より判決が言い渡され、本日判決書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 判決に至るまでの経緯

本訴訟は、神奈川県在住の建設従事者とその遺族が石綿関連疾患に罹患したのは国及び建材メーカーの責任であるとして、国に対しては国家賠償法に基づき、当社らを含むメーカー 44 社（判決時）に対しては不法行為責任及び製造物責任に基づき、総額 28 億 8,750 万円（判決時）の請求がなされて、横浜地方裁判所において審理されていたものです。なお、第一次訴訟と第二次訴訟は併合審理されることとなったため、本訴訟について一つの判決で同時に判断が下されたものです。

2. 本訴訟を提起した者

神奈川県在住の建設従事者とその遺族 87 名（判決時）

3. 判決があった年月日及び裁判所

- 1) 判決日 : 平成 24 年 5 月 25 日
- 2) 裁判所名 : 横浜地方裁判所

4. 判決の内容

本訴訟の判決の内容は以下のとおりです。

- ① 原告らの請求をいずれも棄却する。
- ② 訴訟費用は原告らの負担とする。

5. 今後の見通し

現時点では、この判決による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上